

改正

令和2年2月28日告示第9号

山ノ内町地域おこし協力隊員設置要綱

(設置)

第1条 人口減少や高齢化の進行が著しい本町において、地域でともに生活し、活動に参画する都市住民など地域外の人材を新たな担い手として受入れ、地域力の維持、増進を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付 総行応第38号総務事務次官）に基づき、山ノ内町地域おこし協力隊員（以下「協力隊員」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協力隊員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 農業や観光等の地域産業の振興に係る支援
- (2) 特産品開発及び販売促進に関する活動
- (3) 地域活動、行事への参画と支援
- (4) 都市住民等との交流促進に関する活動
- (5) 高齢者の見守り等住民の生活支援活動
- (6) その他町長が地域協力活動として必要と認める活動

(任用)

第3条 協力隊員は、次の各号の要件を満たす者のうちから、町長が任用する。

- (1) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から山ノ内町に移し、住民票を山ノ内町に異動することができる者
- (2) 町内に居住し、地域おこしに意欲を持ち、地域住民等と積極的に協働ができる者

(任期)

第4条 協力隊員の任期は、任用された会計年度の末日までとし、再度任用することができるものとする。

2 再度任用する場合には、1会計年度を単位として行うこととする。

(報酬等)

第5条 町長は、協力隊員に予算の範囲内で報酬を支払うものとする。

2 町長は、協力隊員の活動に必要な経費を予算の範囲内で支給するものとする。

3 協力隊員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。

（服務）

第6条 協力隊員は、その任務を遂行するにあたって法令、条例及び要綱に従わなければならない。

2 協力隊員は、任務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（勤務条件等）

第7条 協力隊員の勤務条件等については、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は山ノ内町会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（令和元年山ノ内町規則第15号）に準ずるものとする。

（解任）

第8条 町長は、協力隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

- （1）勤務実績がよくない場合
- （2）心身の故障のため、任務の遂行に支障があり、また、これに耐えない場合
- （3）任務上の義務に違反し、又は任務を怠った場合
- （4）隊員としてふさわしくない非行があった場合

（活動支援）

第9条 町は、協力隊員が円滑な活動の推進が図られるよう協力隊員と協議し、次に掲げる支援を行う。

- （1）年間事業計画の作成
- （2）地域協力活動に関するコーディネート
- （3）地区との調整及び住民への周知
- （4）期間終了後の定住支援
- （5）その他、円滑な活動に必要な事項

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月28日告示第9号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。